

西東京市民文化プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市民文化プラザ条例（令和6年西東京市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の定めによるほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(利用申請)

第3条 文化プラザの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定めるところにより、西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年西東京市規則第8号）第2条に規定する予約システム（以下「予約システム」という。）による利用の申請（以下「利用申請」という。）を行い、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、市長が別に定める方法により利用の申請を行うことができる。

- (1) 別表第1 2の項(1)に規定する抽選申込期間において、利用の申請に係る抽選の申込みをするとき。
- (2) 別表第1備考3に規定する会議室及び防音室の利用の申請をするとき。
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(利用の承認)

第4条 指定管理者は、前条に規定する利用の申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知する。

2 利用者は、施設等を利用するときは、前項に規定する利用の承認に係る書面を提示できるようにしなければならない。

(連続利用の期間)

第5条 条例第7条第3項に規定する施設等の連続利用の期間には、当該期間内にある休館日（条例第5条に規定する文化プラザの休館日をいう。以下同じ。）は、利用日数に含まないものとする。

2 条例第7条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に必要と認めたときとは、市が主催又は後援する事業で、文化的又は芸術的価値が高いものと認められるときをいう。

(利用の不承認)

第6条 条例第8条第3号に規定する施設等の管理運営上支障があるときとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入館者の安全の確保が困難であるとき。
- (2) 他の施設等の利用の承認を受けた者に不利益又は迷惑を及ぼすことが明らかであるとき。

(3) その他施設等の利用が特に困難であるとき。

(附属設備の利用料金)

第7条 附属設備の利用料金は、別表第2のとおりとする。

(超過利用)

第8条 利用者は、条例別表第1備考5の規定により、あらかじめ承認を得た時間を超えて施設を利用するときは、事前に指定管理者に申請（以下「超過利用申請」という。）しなければならない。

2 指定管理者は、超過利用申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知する。

3 利用者は、超過利用申請の承認を受けた場合には、条例別表第1備考5の規定による利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減額又は免除)

第9条 条例第10条に規定する利用料金の減額又は免除に係る理由及び減免率は、別表第3のとおりとする。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請（以下「減免申請」という。）しなければならない。

3 指定管理者は、減免申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知する。

(利用の変更等)

第10条 利用者は、利用の承認を受けた施設等の承認の内容を変更し、又は施設等の利用の取下げをしようとするときは、第4条第1項に規定する利用の承認に係る書面を添えて、指定管理者に申請（以下「変更等申請」という。）しなければならない。

2 指定管理者は、変更等申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を利用者に対して書面により通知する。

3 指定管理者が特に必要と認めた場合を除き、利用日の変更等申請は1回限りとする。

4 利用者は、変更等申請の承認を受けた場合において、変更後の利用料金が既納の利用料金より多いときは、その差額を納付しなければならない。

5 利用者は、変更等申請の承認を受けた場合において、変更後の利用料金が既納の利用料金より少ないときは、次条の規定による利用料金の還付を受けるものとする。

(利用料金の還付)

第11条 利用者は、条例第11条ただし書に規定する利用料金の還付を受けようとするときは、指定管理者に申請（以下「還付申請」という。）しなければならない。

2 指定管理者は、還付申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を利用者に対して書面により通知する。

3 前2項に規定する利用料金の還付については、別表第4のとおりとする。

(特別利用の申請)

第12条 利用者は、条例第12条ただし書の規定により施設等に特別の設備等を設置し、若しくは変更を加え、又は施設等の管理運営上支障があると認められる附属設備以外の器具等を利用する目的で持ち込もうとするときは、仕様書、図面等の資料を添付して、指定管理者に申請（以下「特別利用申請」という。）しなければならない。この場合において、指定管理者が特に必要と認めたときは、その内容について利用者に説明を求めることができる。

2 指定管理者は、特別利用申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を利用者に対して書面により通知する。

(利用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、施設等の利用の承認の取消し又は利用の停止（以下「利用の承認の取消し等」という。）をしたときは、速やかに利用者に対してその旨を書面により通知する。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 特別利用の承認の取消し等は、利用の承認の取消し等の例による。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従うこと。
- (2) 施設の収容人員数を超えて収容しないこと。
- (3) 施設等の管理を適正に行うこと。
- (4) 火災の予防及び事故防止に万全を期すこと。
- (5) 文化プラザの秩序を維持するため、必要があれば整理員を置くこと。

(利用後の点検)

第15条 利用者は、施設等の原状回復後、直ちに係員の点検を受けなければならない。

(入館者の行為の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の文化プラザへの入館を禁じ、又は文化プラザからの退館を命ずることができる。

- (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をする者
- (2) 火薬類、刃物その他の危険物を所持している者又は文化プラザに持ち込もうとする者
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) 許可なく動物等（盲導犬等を除く。）を館内に入れた者又は入れようとする者
- (5) 許可なく所定の場所以外に出入りする者
- (6) 施設等を故意に汚損する者
- (7) 許可なく寄附、募金等の行為をする者

(禁止事項)

第17条 利用者又は入館者は、許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品等を販売し、又は陳列し、若しくは展示すること。
- (2) 広告物等を掲示し、又は配布すること。

(3) 団体等への勧誘又は署名活動等を行うこと。

(指定管理者の募集)

第18条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体（次条及び第21条において「団体」という。）を募集しようとするときは、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

(1) 指定管理者が管理運営を行う施設の名称、所在地その他施設等の概要に関すること。

(2) 管理業務の内容に関すること。

(3) 条例第15条の規定による公募の期間に関すること。

(4) 指定管理者の応募資格に関すること。

(5) 指定管理者の選定の基準に関すること。

(6) 指定管理者の指定期間

(7) 利用料金に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第19条 団体は、条例第16条の規定により指定管理者の指定の申込みをしようとするときは、指定管理者指定申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに類するもの

(3) 団体の役員の名簿又はこれに類するもの

(4) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(5) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する実績を記載した書類

(6) 団体の概要が分かる書類

(7) 団体の経営状況が分かる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の選定の基準)

第20条 条例第18条第4号に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第3条に規定する事業について、熱意及び識見を有するものであること。

(2) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営の技術に係る指導育成体制が整備されていること。

(3) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関し実績を有すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化プラザの適正な管理運営を行うために市長が特に必要と認める基準

(指定管理者の指定等の通知)

第21条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者として指定した団体に対し、指定管理者指定通知書を送付するものとする。

2 市長は、条例第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書を送付するものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

第22条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定管理者が管理業務を行う施設の名称
- (2) 指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 市長は、条例第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定を取り消した指定管理者が管理業務を行っていた施設の名称
- (2) 指定を取り消した指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 指定を取り消した事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(協定事項等)

第23条 条例第22条に規定する協定は、次に掲げる内容とする。

- (1) 基本協定 指定期間に係る基本的な事項について定め、管理業務の開始の日に締結するもの
- (2) 年度協定 当該年度の管理業務に係る業務内容等について定め、管理業務の開始の日及び当該年度の初日に締結するもの

2 前項第1号に規定する基本協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
- (2) 事業計画書に関すること。
- (3) 利用料金に関すること。
- (4) 指定期間に係る管理業務等の経費に関すること。
- (5) 事業報告書に関すること。
- (6) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報
の保護に関すること。
- (7) 指定管理者が管理業務に関して保有する情報の公開に関すること。
- (8) その他市長が特に必要と認める事項

3 第1項第2号に規定する年度協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の範囲及び実施に関すること。
- (2) 当該年度の管理業務等の経費に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認める事項
(指定管理者の管理業務の基準)

第24条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正に行うこと。
- (2) 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) その他市長が別に定める基準
(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載して、毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該事業報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び施設等の利用状況
- (2) 当該年度の利用料金の収入実績
- (3) 当該年度の管理業務等の経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(市長による管理)

第26条 条例第30条第1項の規定により文化プラザの管理運営を市長が行い、市長が定める文化プラザの使用料を徴収する場合にあっては、第3条第1項及び第2項第3号、第4条第1項、第7条から第16条まで及び別表第1から別表第4までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条の見出し、同条第1項及び第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条第1項第1号及び第15条中「係員」とあるのは「市職員」と、第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第3 4の項中「指定管理者が特に」とあるのは「市長が特に」と、同表5の項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第4中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、文化プラザの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第18条から第21条までの規定は、令和6年5月1日から施行する。

(利用申請の特例)

2 この規則の施行の日（前条本文に規定する施行の日をいう。）から令和7年3月31日までの施設等の利用に係るものの申請方法は、別表第1の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

施設等	申請方法
1 スペースAからDまで（次項の場合を除く。）、会議室1及び2並びに防音室	(1) 抽選申込期間 利用日の2月前の日の属する月の初日から同月7日まで (2) 抽選日 利用日の2月前の日の属する月の8日 (3) 当選者手続期間 利用日の2月前の日の属する月の9日から同月15日まで (4) 随時予約期間 利用日の2月前の日の属する月の16日午前9時から利用日の前日まで
2 スペースAからDまでを同時に利用する場合	(1) 抽選申込期間及び抽選日 抽選申込期間は、利用日の3月前の日の属する月の初日（初日が休館日に当たる場合は、次の開館日（休館日以外の日をいう。）とする。）とし、同日に抽選を実施するものとする。 (2) 当選者手続期間 (1)に規定する抽選日から同月15日まで (3) 随時予約期間 利用日の3月前の日の属する月の16日午前9時から同月末日まで (4) 利用日の2月前の日の属する月の初日以後は、1の項に準じる。
3 附属設備	施設の利用の承認を受けた日から利用日までに、利用申請及び利用料金を納付するものとする。
4 無料の施設等	指定管理者が別に定める。

備考

1 当選者手続期間とは、抽選に当選した申請者が施設の利用料金の納付を行う期間をいう。この場合において、当該期間中に申請者が利用料金を納付しなかったときは、利用申請を取り消すものとする。

2 随時予約期間とは、利用申請を先着順で随時行うことができる期間をいう。

この場合において、利用申請を行った日から7日（1の項(4)において利用申請を行った日から利用日までの期間が9日未満のものにあつては利用日の前日とし、又は2の項(3)において利用申請を行った日から同月末日までの期間が7日以内のものにあつては同月末日とする。）以内に申請者は利用料金を納付しなければならず、当該期間中に納付しなかったときは、利用申請を取り消すものとする。

- 3 申請者は、この表中2の項における利用の承認を受けたときは、この表中1の項の規定にかかわらず、会議室及び防音室の利用の申請（控室等としてスペースの利用に付随して利用する場合に限る。）を行うことができる。

別表第2（第7条関係）

種別	附属設備	単位	利用料金 (円)	摘要
一般 設備	簡易ステージ	1台	100	
	音響映像機器	1式	1,500	スペース据付。液晶モニターを含む。
	液晶モニター	1台	500	
	ワイヤレスアンプ	1式	500	マイクを含む。
	液晶プロジェクター	1式	500	移動式。スクリーンを含む。
	映像機器	1式	500	
	電子ピアノ（アップライト）	1台	1,000	スペース用
	電子ピアノ	1台	500	防音室用
	ドラム	1式	1,000	
	ギターアンプ	1式	1,000	ベースアンプ及びミキサーを含む。
	ミキサー	1台	500	
	電源	1台	100	1台1kwまで

備考

- 1 1回の利用時間は、条例別表第1に規定する利用時間の区分に準ずる。ただし、同表の全日の区分については、午前9時から午後10時までとする。
- 2 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障のない場合で1時間未満に限り承認することができる。この場合の利用料金は、この表に規定する額の3割に相当する額とする。ただし、午前及び午後の区分又は午後及び夜間の区分を引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 3 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3（第9条関係）

減免理由	減免率
1 指定管理者が管理業務のために利用するとき。	100%
2 社会福祉法人がその目的遂行のために利用するとき。	50%
3 次の各号に掲げる者が利用するとき、又はこれらの者が半数以上で構成している団体が利用するとき、及びこ	50%

れらの介護者が利用するとき。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (3) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者	
4 市又は指定管理者が後援する事業による利用で指定管理者が特に必要と認めたとき。	30%
5 その他指定管理者が特に必要と認めたとき。	指定管理者が必要と認める減免率

別表第4（第11条関係）

還付理由	還付申請日	還付率
1 施設の変更等申請が承認された場合において、第10条第5項に該当するとき。	利用日の1月前まで	100%
	利用日の2週間前まで	50%
	利用日の1週間前まで	20%
2 附属設備の変更等申請が承認された場合において、第10条第5項に該当するとき。		100%
3 利用者の責めに帰さない理由により、施設等を利用することができなくなったとき。		100%
4 その他指定管理者が特に必要と認めたとき。		指定管理者が必要と認める還付率

備考

- 1 指定管理者は、利用者が利用料金の納付をした後に、第9条に規定する利用料金の減額又は免除を承認した場合において、減額又は免除の前の利用料金と減額又は免除の後の利用料金に差が生じたときは、その差額を還付するものとする。
- 2 還付額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。